

緊急時等における位置情報の取扱いに関する検討会

第5回 議事要旨

- 1 日時 平成25年12月19日(木) 10:00～12:00
- 2 場所 総務省11階 共用1101会議室
- 3 出席者(敬称略)

○構成員

長谷部 恭男(座長)、佐伯 仁志(座長代理)、木下 剛、木村 たま代、古賀 靖
広、柴崎 亮介、高田 昌彦、高橋 克巳、長田 三紀、北條 博史、山下 純司、
吉野 充信

(欠席:森 亮二(座長代理)、曾我部 真裕、森川 博之)

○総務省

安藤 友裕(総合通信基盤局電気通信事業部長)

玉田 康人(消費者行政課長)、松井 正幸(消費者行政課電気通信利用者情報政策室
長)、森里 紀之(消費者行政課課長補佐)、増原 知宏(消費者行政課課長補佐)

河内 達哉(データ通信課長)、西室 洋介(データ通信課課長補佐)、藤井 裕子(デ
ータ通信課課長補佐)

4 議事

- (1) 開会
- (2) 議題

ア 位置情報の利活用について

事業者からのプレゼンテーション

- ・株式会社NTTドコモ 法務部 担当部長 高田昌彦氏

先進技術研究所 主幹研究員 岡島一郎氏

- ・KDDI株式会社 新規ビジネス推進本部 ビジネス統括部

戦略マーケティングG グループリーダー 隅野景氏

- ・ソフトバンクモバイル株式会社 渉外本部 渉外企画部 部長 吉野充信氏

イ プライバシー保護技術について

有識者からのプレゼンテーション

・NTTセキュアプラットフォーム研究所 主幹研究員 高橋 克巳氏

(3) 閉会

5 議事要旨

(1) 位置情報の利活用について

- ・生活圏に関する情報は、ニーズがある一方で、個人の特定のおそれがあり、利用に当たってはプライバシーに対する配慮とのバランスが課題。
- ・個別の同意を事前を取得して位置情報を利用する場合、サンプルの確保が課題となり、ビッグデータとしての利活用を推進することは難しい。特に通信の秘密に含まれる位置情報について、包括同意でも利用が可能になると、活用の幅が広がり、自治体等のニーズに応えられるようになる。
- ・CDR (Call Detail Record: 通信履歴に類似する情報) は、通信の秘密に該当するため個別かつ明確な同意が必要であり、仮にそれを利用した場合には、現状では窃用に当たると理解。仮にこういったものを利用していくときに、一定の条件を付すことによって利用可能と整理することはできないかと考えており、利用目的の提示やオプトアウト、情報の秘匿処理の仕方、窓口といった利用者に対する説明の部分や、加工処理の仕方、IDの紐づけの期間、保存期間、管理体制、統計データの再識別化の禁止等、一定のルールを定めることが適切であろう。
- ・蓄積データの利用についても現状未整理であるため課題。蓄積したデータというのは個人の動線ではなく、集団の動線の分析という形で最終的に加工することが必要だと思うが、データの取得の時間、場所を必要最小限にするであるとか、IDの変換、特に継続的にいつまでの分をとるのかを明示する等、しっかりとルール化していく必要があるだろう。

(2) プライバシー保護技術について

- ・匿名化は非特定化と非識別化に分けられる。誰か1人の情報であることはわかるが、誰であるかまではわからない情報は、識別非特定情報。誰の情報かわからないし、さらに1人の情報であることもわからない情報は、非識別非特定情報に当たる。
- ・パーソナルデータ検討会技術検討WGの議論では、本人同意を不要とする2通りの第三者提供が考えられた。1つは、新たな法的措置を前提とした第三者提供。これは、情報

を匿名化しても、一般的には個人識別に関するリスクが残ることから、本人の特定性、識別性を困難にした上で、新たな法的措置とセットにすることで、本人同意なしで第三者提供を可能とするモデル。もう1つは、不特定多数への公表を含む第三者提供で、特定や識別のリスクが極めて低い形に加工されたものに限られるべきであると考えている。WGの方では、ここがどういう基準であるべきかということに関しては議論がされておらず、この線引きは継続的な課題となっている。

- 法制度と匿名化を組み合わせることで、第三者提供を含む個人情報を保護する基本的な枠組みができてきたが、そもそも自分の位置情報を他人に知られたくない、あるいは気持ち悪いということ自体を解決するのであれば、秘密計算技術といった暗号技術を活用することで、分析者がデータを見ないで統計分析をできる等、高いプライバシー保護が実現できるのではと考えている。
- 第三者提供で識別をしてはいけなくなってしまうと、使う側からすると非常にきつい制約になってしまい、社会に付加的な価値を生み出すことができない。新たな法的措置を前提とした第三者提供の枠組みというのは非常に重要であり、ちゃんとコントロールされた形での制約的第三者提供というものが実現するかもしれないというのは朗報。
- 位置情報等のビッグデータに非常に有用な使い方、いろいろ利用価値があるものだという事は理解している。その上で、情報取得の段階から最後の利用の段階まで、どれだけ透明性を持たせられるのかというところが、これからの発展につながるのではないかと。どうやって、どういう情報を取得して、それをどういうふう加工して、何のために第三者提供しているのか。そして、最後に使っている方たちも、どういう情報がもとなっているのかをきちんと明示していただくということが大切なのではないか。

以上